

刑事法の視点から一オカルティズム名目による詐欺罪の成否

原田 保
(愛知学院大学)

一 問題提起

昨今、宗教ないしオカルティズムを名目として金品を交付させる行為について、詐欺罪ないし恐喝罪に問われる事案が見受けられる。そして、そのような事件の公判において、被告人・弁護人から宗教活動であることを理由として無罪の主張がなされる例もある。勿論、公訴提起に対してどのような反論を行うかは被告人・弁護人の自由であろうが、しかし、この種の事案において宗教活動である旨の主張のみを以て反論することは、本来論じられるべき論点の欠落をもたらす危険がある。

即ち、「犯罪」概念に関する刑法学の通説は「犯罪構成要件に該当する、違法・有責な行為」という定義を設定し、特定の具体的行為について、犯罪構成要件該当性→違法性→有責性という順序で犯罪成立の論証を行う。そして、宗教活動としての正当性という主張は違法性阻却の主張であり、従って、当該行為が詐欺罪等の構成要件に該当することを前提とした主張であるが、しかし、以下に述べるように、この種の事案において詐欺罪等の構成要件該当性を認めることには疑問の余地がある。故に、公判において違法性阻却の有無のみが争点とされるならば、犯

罪構成要件該当性の検討が省略されることになり、その結果、宗教活動としての正当性が認められなければ直ちに有罪という結論がもたらされることとなって、処罰範囲が不当に拡大されてしまう危険が存在するのである。

誤解のないように付言すれば、本報告は昨今の問題とされている事案を正当な宗教活動であると主張するものは決してない。マスコミ報道から判断する限り、これらの事案の中には、利潤追求の手段として宗教の外形を使用しただけで実際には宗教活動とは言い難いものもあるように思われるし、不当・違法と評価すべきものや制裁・抑止の必要性のあるものも少なくないであろう。しかし、如何に悪質不当な違法行為であっても現行法に規定された犯罪構成要件に該当しない限り犯罪にはならないのである。犯罪不成立とは必ずしも当該行為の正当性を意味する訳ではない。犯罪構成要件該当性の有無は宗教活動としての正当性如何の判断に先立ってそのことは無関係に判断されるべき性質のものであるし、制裁や抑止の必要が認められるからといってそのことが当該行為の犯罪構成要件該当性を根拠付ける訳でもない。この点を明確にしておかないと、罪刑法定主義に違反するような処罰範囲拡大をもたらすこととなるのである。以下、詐欺罪を中心として若干の考察を展開する。⁽¹⁾

二 詐欺罪の構成要件

まず、詐欺罪の手段は「欺く」(旧規定では「欺罔」)行為であるが、その概念について、判例通説は「人を錯誤に陥れる具体的危険のある虚偽事実の告知」であると解している。この概念規定に沿って、オカルティズム名目の行為に詐欺罪の成立を認めることに對する疑問を提起する。

1 程度に関する疑問

前述の通り、詐欺罪に該当する行為は、人を錯誤を陥れる「具体的危険」を有するものでなければならぬ。逆に言えば、虚偽であることが何人にも一見明白である場合には、それによって人が錯誤に陥る危険が存在しないので、詐欺罪の着手は認められないことになる。⁽²⁾

そこで、今日の一般人の常識であるところの科学的合理主義に基づけば、オカルティズムに現実的效果が全く存在しないことは一見明白であると言わざるを得ない。精神障害者に対する加持祈禱の結果として患者を死亡させてしまった事案においては、今日の判例は当該加持祈禱自体を違法な有形力行使であると認めて傷害致死罪の成立を肯定しており、その際に、かかるオカルティズムに治療効果が存在しないことが明白な常識であることを当然の前提としている。このように、オカルティズムに現実的效果が存在しないことが通常人の確固たる常識であることを前提とするならば、そのような常識に反してオカルティズムの効果を告知する行為が人を信じさせる具体的危険を有するか、との問に対しては、一般に否定的であつて然るべきであると言わざるを得ず、かかる行為が詐欺罪に該当するとは通常は考えられないことになる筈である。

オカルティズムの欺罔力に関する判例としては、詐欺罪の事案ではないが、東京地判昭五八・三・一刑月一五—三—二五五⁽⁴⁾は、靈感治療を仮装した姦淫行為について、靈感云々の告知は通常の判断能力を有する成人女性を広く信用させるに足りる力を有するとは言えないと判示して、準強姦罪の成立を否定している。このような判断が詐欺罪にも妥当するならば、当然に同罪不成立との結論に到達することになる。

故に、オカルティズムに現実的效果があるかのように告知したというだけで詐欺罪の構成要件該当性があると判断することには相当に疑問がある。即ち、「あり得ない」ということが周知されている事柄の告知なのであるから、

通常であればそのような告知をそのまま信じることはあり得ず、詐欺罪の成立を肯定するためには、その告知が通常人の確固たる常識を抑圧して相手に当該オカルティズムの現実的效果を信じさせる危険を有するものであり、相手がその反常識的な事柄を実際に信じたことが論証されなければならないのである。しかし、これは相当に特殊な事情が備わらなければ認定し難いと思われる。

2 内容に関する疑問

次に、虚偽の「事実」を告知することなく事実に対する「評価」ないし「価値判断」を偽ること、即ち、行為者本人の実際の価値判断と異なる価値判断を告知することが詐欺罪に該当するか否かという問題がある。これは旧くから議論されていた問題であるところ、今日では特に重要論点として扱われてはいないようであるが、オカルティズムの効果を告知する行為についてはこの論点に言及する必要がある。

そもそもかかる問題が提起されたのは、「事実」に関しては証拠によって証明される限り「唯一の真実の事実」が存在し、その真実の事実と人の認識していた事実とを対比することによって錯誤の有無を判断することができるのに対して、「評価」についてはそのような基準となるべき「唯一の真実の評価」が存在するとは限らないからである。法が一定の行為を命じたり禁じたりする場面では、そのような行為に対する法の評価が「正しい評価」とされている訳であるが、しかし、法があらゆる場面で「正しい評価」を提示するとは限らない。特に、金品授受の場面で問題となるのは経済的価値に関する評価であるところ、例えば、或る人にとっては捨てようと思うようなガラクタが別の人にとっては巨額の金銭を投じてでも入手したい「家宝」であったりする、という現象が現に存在するが、これは評価基準の選択であってどちらかの基準が正しいとか誤りとかいった問題ではない。故に、評価の素材

たる事実に関しては欺罔や錯誤を論じることができ、事実に対する評価に関しては唯一絶対の真実の基準が存在しない限り欺罔や錯誤といった概念を容れる余地がないことになる。

然るに、加持祈禱に関する前述の判例は、被告人が加持祈禱の治癒効果を信じたことについて、事実の錯誤ではなく違法性の錯誤であるから故意責任を阻却しないと判示している。勿論、オカルティズムの現実的効果の有無という事柄が事実であるのか評価であるのかは、議論の余地があり、判例自体にも変遷の認められるところであつて、今日の判例の解釈が絶対的に正しい解釈であると断言できる訳ではない。⁵⁾しかし、ともかく今日の判例は、オカルティズムに現実的効果があり得ないことが周知された真実であるとの前提から、そのような効果を信じることは評価に関する錯誤であると解しているのであり、このことが詐欺罪の解釈にも妥当するならば、オカルティズムの効果を告知する行為は事実の欺罔ではなく評価の欺罔であることになり、故に、評価の欺罔が詐欺罪に含まれるか否かという問題を解決しなければ詐欺罪の成否を論じることはいかなる筈である。

3 オカルティズム名目の詐欺罪に関する判例

ところが、オカルティズム名目の詐欺罪に関する判例は、以上に述べた事柄を十分に検討しているとは思われない。大判大三・一〇・一四新聞九七五—二九は、祈禱には現実的効果が存在しないとの理由で祈禱師の祈禱料受領を詐欺罪とした原判決を破棄したものであるが、その理由としては、人力の及ばないところで神仏に祈願しようとするのは人の通常の行動であることから祈禱等により慰安の道を講じて報酬を得る行為を阻止する必要はない旨が述べられている。同時に、人のかかる弱点に乗じて真に祈禱する意思なくまたは自分が信じないのに効果があるかのように偽る場合には詐欺罪に該当する可能性も認められている。その後、最三決昭三一・一一・二〇刑集一〇—

一一―一五四二は、この大判に依拠して、祈禱の効果を信じていない祈禱師について詐欺罪・恐喝罪の成立を肯定した。

これらの判例では、所謂気休めに留まる場合には詐欺罪不成立である旨が示されているのであるが、科学的合理主義に基づき何等の現実的效果も存在しないことを理解しながら尚かかるオカルティズムに対して金銭出捐を行うことは、今日でも日常的な事象である。多くの神社仏閣で実例のある「守札」「御神籤」や「祈禱」「御祓」はこの類型に属するが、概して単なる習俗としてあるいは参拝記念として金銭を出捐するのが通常人の行動であり、これによって現実的效果が生じると認識している訳ではないから、仮に聖職者において現実的效果を信じていないとしても詐欺罪の問題となることはない。「苦しいときの神頼み」の心境にある場合でも、必ずしもオカルティズムの現実的效果を實際に真剣に信じる訳ではなく、合理的判断によって効果が存在しないことを認識しながらこれを意識の表面に出さず「効果があること（1）にしておく」という了解でオカルティズムに接する、というのが実態であると思われる。そうすると、多くの場合、オカルティズムに対する金銭出捐は、そのような事柄に当事者が一定金額の価値を認めることによって行われるものであり、その価値判断に法が介入する必要はない。

こうして、かような気休めに留まらず現実的效果を信じさせた場合が詐欺罪であると評価できることになるが、前述の最決の事案においてそのような条件が備わっていたかどうかは相当に疑問である。詐欺罪に問われた行為は、多数の依頼者に対して一様に「祈禱すれば願いは叶う」といった程度の事柄を述べて祈禱料を受領した行為であり、ごく通常の祈禱に属するものであって、これで依頼者全員が祈禱の現実的效果を信じたとは認定することは明らかに不合理であるし、後述する戦前の法令においてさえ処罰範囲には含まれないと思われる。恐喝罪に問われた行為は、顔のアザが取れるよう祈願しながら効果がないので参詣を中止した者に対して「神様の力で顔を真黒にする」と告

知して参詣を再開させた行為であるが、これも本当に顔が真黒になる(しかも顔のアザを取ることでできない神の力)と信じて畏怖したとは考えられない。勿論、かかる告知が人の意思決定に不法な影響を与えることは十分にあり得るし、法の介入を必要とする場合もあり得る。しかし、それは概して「不安」「困惑」といった心理状態であつて、詐欺罪・恐喝罪が本来予定している「錯誤」「畏怖」とは別の範疇に属する筈なのである。

このように、詐欺罪や恐喝罪の成立を認めた判例は、信じさせる可能性の程度や実際に信じたか否かといった検討を全く行つておらず、むしろオカルティズムの現実的效果を告知すれば信じるのが通常であるとの前提で判断しているようにさえ思われる。換言すれば、「あり得る」事柄の告知と「あり得ない」事柄の告知との間の類型的相違が無視されているのである。そうであるとすると、そのような判断は、その後、加持祈禱につき傷害致死罪の成立を肯定した前記判例によつて実質的に変更されたと解釈する余地もあり、そうであるとすれば、準強姦罪の成立を否定した前記東京地判は変更後の判断に立脚したものであつて、詐欺罪や恐喝罪についても同様の判断がなされるべきところ、まだその実例が現れていない、という理解も可能であろう。しかし、そのような判例変更があつたと断言できるだけの根拠は存在しないので、あくまで一つの可能性として指摘するに留める。⁽⁸⁾

三 旧法令との関係

ところで、戦前の法令の中では、本報告の対象となるようなオカルティズムに対する明文の罰則が存在していた。旧刑法(明一三太告三六)四二七条一二号および警察犯処罰令(明四一内一六)二条一七号である。⁽⁹⁾これらについて指摘すべき事柄は、オカルティズムによつて人を「惑わす」行為を処罰対象としており、詐欺罪における「欺

く(欺罔)「行為とは異なる文言を用いていたこと、および、詐欺罪のような通常の刑法犯ではなく、今日所謂「軽犯罪」の範疇(旧刑法では「違警罪」、警察犯処罰令では「警察犯」)で規定されていたことである。

「惑わす」と「欺く」との異同については、検索した限りの文献では説明方法は皆異なり、通説と言えるような解釈が定着していた様子は認められない。⁽¹⁰⁾ また、詐欺罪と関係についても、財物や財産的利益の取得があれば当然に詐欺罪が成立するという見解もあるが、⁽¹¹⁾ そのような解釈が一般的であったのか否かは必ずしも明確ではない。

しかし、オカルティズムに際して金品等の授受を伴わないことは稀であるから、「惑わす」と「欺く」との違いを否定するならば殆どの事案について詐欺罪が適用されることとなり、それはこれらの旧法令の意図するところではなかった筈である。即ち、「惑わす」と「欺く」との間には類型的な相違があり、それは軽犯罪か刑法犯かという差異に直結する相違として理解されていたと考えるべきである。

そうすると、前述したところに基づいて考察すれば、「惑わす」という概念について、「欺く」というべき程度に達していない行為、あるいは、虚偽の「事実」の告知ではなく「評価」の適正を誤らせる行為、と解釈することによって「欺く」と区別する、という方法を想定することができる。また、そのように理解しなければ、軽犯罪か刑法犯かという大きな差異を合理的に説明することはできない。即ち、オカルティズムの効果の告知は原則的に人を「惑わす」行為であつて「欺く」行為ではない、というのが当時の立法の前提たる判断であつたのである。してみれば、今日かかる行為を詐欺罪で処罰することは、同罪の実行行為である「欺く」行為の概念を、かつて「欺く」と区別されていた「惑わす」行為にまで拡大することを意味する。

戦後になって、現在の軽犯罪法が施行されて警察犯処罰令は廃止されたが、その際に、オカルティズムに対する罰則は継受されず、この犯罪類型は廃止された。そして、当該行為は、刑法犯たる詐欺罪として、かつてよりも遙

かに重く処罰されることとなったのである。その不当性については既に述べたが、オカルティズム規制法令の歴史に照らしても、そのような重罰化が罰則廃止の趣旨に沿うものとは考え難い。⁽¹³⁾

尤も、オカルティズム規制法令廃止の立法政策としての妥当性については議論の余地がある。立法変遷の歴史からすれば、科学的合理主義の普及に伴って国民一般がオカルティズムの迷蒙に陥ることを制度的に阻止するまでの必要性がなくなり、オカルティズムへの対処は各個人の自己決定に委ねるべきだと判断されたと理解できるが、しかし、今日でも人間は必ずしも常に理性的に合理的判断を行う訳ではない。現に多数の紛争が存在することから明らかかなように、オカルティズムに「惑わされる」人は決して例外的少数者ではない。中には刑罰に値するような悪質な事案も存在するであろう。そうであるとすれば、オカルティズムに対する罰則を全面廃止すべきではなかったのであり、処罰の必要性の消滅していない場面で罰則を廃止したために罪刑法定主義の弛緩をもたらす結果となつてしまつたと評価できる。勿論、かつての罰則を今日そのまま復活させることが直ちに適切であるとは言えないであろうが、現行法の詐欺罪や恐喝罪を不当に拡大するよりは、これらとは別の類型として罰則を規定する方が遙かに適切である。検討を要するところであると思われる。

四 恣意的運用の危険性

今日でも、多種多様なオカルティズム的な商品や役務が、新聞折り込み広告等で日常的に宣伝されている。これらの中には、「神」「如来」「菩薩」といった宗教的概念を主張するものだけでなく、「○○エネルギー」「××パワー」等の疑似科学的説明を行うものもあつて、オカルティズムという範疇に留まらないものも存在するが、いずれにし

ても、今日の常識とされている科学的合理主義に基づけば、その宣伝する現実的效果は全く存在せず、従つて、宣伝内容は全て虚偽であると判断されることになるであらう。

しかし、だからといって、このように甚に溢れているオカルティズムを全部詐欺罪で処罰することは明らかに不当である。前述の通り、現実的效果がないことを認識しつつ「効果があることにしておく」という了解で金品授受が行われることを禁止する理由は存在しないからである。そうすると、処罰すべきオカルティズムと放任すべきオカルティズムとの区別が必要となるが、問題はその明確な基準が設定されていないところにある。このことは直ちに、罰則の恣意的運用の危険性を意味する。勿論、現に行われている法運用が恣意的であると主張する訳ではないが、恣意的運用の危険性は極力排除されなければならない。前述の旧刑法の規定についてさへ既に当時から恣意的運用の危険性が指摘されていたのであり、⁽¹⁴⁾ 刑法犯として懲役刑の対象とするのであればその問題性は一層増大する。このような現状を放置しておくならば、氣に入らない思想信条を攻撃する手段として罰則を使用することが可能になる。

現に悪質な事案があるからといって罪刑法定主義を弛緩させるべきではない。厳格な法適用と慎重な立法政策とが望まれるところである。

(1) 本報告は、日本被害者学会第七回學術大会(平成八年六月二九日・国士館大学)シンポジウム「宗教と被害者」における報告(被害者学研究七号(平九)七〇頁)と同旨である。

(2) 裁判所に対する行為につき大判昭二・六・二〇刑集六一三二一。検察庁に対する行為につき水戸地判昭四二・六・六下刑集九一六一八三六。銀行に対する行為につき東京地判昭四七・一一・七刑月四一・一一一八七。いずれも虚偽が発覚して財物や財産的利益の取得に

失敗した事案であるが、欺罔不能であるとの理由で詐欺未遂罪の成立が否定された。大判評釈として、牧野英一「不能犯と詐欺罪」同・刑法研究四卷(昭八)三〇二頁。

(3) 東京高判昭三二・一一・二八高刑集九一・二二―二五、札幌地判昭三六・三・七下刑集三三・四―三三七、最大判昭三八・五・一五刑集一七―四―三〇二。最判評釈として、相沢久「信教の自由の保障とその限界」小野清一郎編・別ジュリ三七号・宗教判例百選初版(昭四七)一一頁、同・同題論文・芦部信喜・高橋和之編・別ジュリ六八号・憲法判例百選二版I(昭五五)四七頁、清水望「加持祈祷としての有形力行使」芦部信喜・若原茂編・別ジュリ一〇九号・宗教判例百選二版(平三)一一二頁。

(4) 本件評釈として、刑事判例研究会「霊感治療のためと称して姦淫した行為が準強姦罪に当たらないとされた事例」警察時報三九卷四号(昭五九)九二頁、原田保「霊感治療仮装による準強姦事件」愛知学院大学宗教学法制研究所紀要三〇号・宗教判例の研究一(昭五九)二四一頁、曾根威彦「霊感治療仮装による準強姦」前掲宗教判例百選二版二二六頁。

(5) 加持祈祷の際に人を死亡させた事案につき、大判明三二・一二・八刑録五―一一―二二は故意阻却を認めて過失犯として処断している。大判昭一〇・三・二五刑集一四―五―三三九および前掲注三東京高判の原判決(浦和地裁)も過失犯の成立を認めている。大判明三二評釈として、木村静子「迷信による過失致死」前掲宗教判例百選初版一九六頁。判例変遷の分析につき、原田保「宗教活動に対する刑法の適用」宗教法七号(平元)二五頁、同「加持祈祷の結果として人を死亡させた者の罪責」西原春夫・湯浅道男編・善家幸敏教授還暦記念・宗教学法の課題と展望(平四)一三五頁。

(6) 本件評釈として、西村克彦「祈祷の効果を信じない祈祷師と祈祷料の授受」前掲宗教判例百選初版二〇六頁、大島一泰「祈祷名目による詐欺・恐喝」前掲宗教判例百選二版二二二頁。尚、最決に先立ち、広島高判昭二九・八・九高刑集七―七―一四九は祈祷師について恐喝罪の成立を肯定している。

(7) 報告者自身、自分の二人の子供の中学入試に際してその都度「天神様」での合格祈願の祈禱に金銭を出捐した(幸いにして二人とも第一志望校に合格できた)が、「天神様」を真剣に信仰していた訳ではないし、祈祷によって絶対に合格するとか合格の可能性が増大するかといった認識を有していた訳でもない。自己の内心を分析するならば、これは自己の願望や決意を自ら確認する作業であり、その手段としての金銭出捐であると思われる。このようにして願望や決意が確認されて強化されることによって自己の行動に変化が生じ、その結果として目的達成の可能性が増大することはあり得るであろう。また、目的達成に際して、専ら自己の才能や努力の結果であると考ええるよ

りも、神仏の御加護の故であると考える方が、人間が際限なく傲慢になることを防ぐ上で有益であるとも思われる。尚、本報告後、長谷川正浩弁護士より、そのような心情こそが信仰であるとの御指摘を頂いた。

(8) 詐欺罪や恐喝罪の成立を認めた判例と加持祈禱につき傷害致死罪の成立を認めた判例とは、昭和三十一年を境として時期的に区分されるが、オカルティズムを信じる可能性に対する評価方法の相違を犯罪類型の相違から合理的に説明することも可能であるから、相反する判断であると断言することはできない。原田保「祈禱名目の詐欺・恐喝」愛知学院大学判例研究倶楽部・Sense of Justice 二号(平五)八頁参照。

(9) 旧刑法四二七条(我妻栄編・旧法令集(昭四三) 四四四頁)

左の諸件を犯したる者は一日以上三日以下の拘留に処し又は二十錢以上一円二十五錢以下の科料に処す

十二 妄に吉凶禍福を説き又は祈禱符咒等を為し人を惑はして利を図る者

警察犯処罰令二条(我妻編・前掲書四五九頁)

左の各号の一に該当する者は三十日未満の拘留又は二十円未満の科料に処す

十七 妄に吉凶禍福を説き又は祈禱、符咒等を為し若し若し守札類を交付して人を惑はしたる者

以上、原文片仮名。尚、明治以降のオカルティズム規制法令の一覧列挙として、原田・前掲注5宗教法論文四五頁以下。

(10) 「恐わす」の意義につき、旧刑法当時の文献には概念規定の叙述は見当たらない。警察犯処罰令に関する文献での記述を列挙すると左記の通りである。尚、明治時代の文献の原文は片仮名である。

甘糟勇雄(大場茂馬校訂)警察犯処罰令註解(明四一) 四三頁

「人に迷ひ心を起さしむるを云ふ」

梶康郎(泉二新熊監閲)警察犯処罰令要論(明四一) 一五一頁

「人の心意の安穩を害するを謂ふ」

新井正三郎(自治館編輯局編著)対比注釈警察犯処罰令(大一一五) 二二二頁

「人をして信せしむるを謂ふ」

安藤政之助・実用詳解警察犯処罰令(昭二) 一七〇頁

「故意に迷信の念を起さしむるの動機を与へ、其の結果感ひを生ぜしめたる場合のことを謂ふのである」
有光金兵衛(警察犯処罰令精義下巻(昭五)一〇八頁)

「人の心の平穩を害すること即ち思慮を惑はす行為である」

(11) 谷田勝之助・警察犯処罰令講義(明四一)五六頁、村上又一・警察犯処罰令研究(昭二)一八四頁。しかし、安藤・前掲注10書一七七頁は「時に詐欺罪が構成することがあるのである」という表現であつて、例外的場面であるとの趣旨が窺われる。

(12) 高木豊三・校訂刑法義解四版(明一七)九〇八頁では、旧刑法規定の「利を図る」との文言に関して、「仮令間接直接の異なるありとするも、悉く多少利を図るに出すんば非ず。」と指摘されている。原文片仮名。濁点、句読点引用者。

(13) 加持祈祷に際して人を死亡させた行為につき、戦前の判例が過失致死罪を適用していたのに対して戦後の判例が傷害致死罪を適用するようになったことも、同様の重罰化である。また、新倉修「礼拝所不敬罪における不敬行為」前掲宗教判例百選二版二〇六頁は、警察犯処罰令二条三三三号の礼拝所汚瀆罪から刑法一八八条の礼拝所不敬罪への重罰化を指摘する。

(14) 高木・前掲注12書同頁は、右引用の叙述に続けて「官亦親しく知る所なり。或者曰く「今日之を存し置くものは、所謂黙許なり。既に刑法実施の日に至らば、悉く之を訴へ之を罰す可きなり」と。或いは然らん。然れども、今之を厳密に解釈する斯の如くなるときは、義解者其弊の大なるを知る。弊とは何ぞや。蓋し、此解釈は弱小に而已行はれて強大に行はれざるを知る。故に或者の説を信ぜず。又、立法者の真意を探知するを得ず。唯、始らく他日を俟て其旨を探らんとす。読者幸いに恕せよ。」と述べ、注釈を放棄している。原文片仮名。濁点、句読点、二重括弧引用者。今日詐欺罪等の成立を肯定する判例等が、百年以上も昔のこの強烈な警告・問題意識に対抗できる程の叙述を行っていないという事実は、相当深刻に受け止められなければならないと思われる。

(本稿は、宗教学会での報告に基づき、改稿執筆したものである。)